

2024年9月1日

学長 殿

「教科書の複製・プリント授業に関するお願い」

謹啓

学長ご就任以来ご多忙の日々をお過ごしのことと存じます。さて、早速ではございますが、以下についてご一読賜れば幸いです。

昨今、国内の大学において、教員の皆様が、既成の教科書を著作権者の許諾を得ずに複製・配布して授業を行うという事例があるようです。

貴学におかれましてはさまざまな法令遵守の取り組みを推進されていることとは存じますが、以下のような点につきましても改めて貴学教職員の皆様の注意を喚起されたく、お願い申し上げます。

教科書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。教科書を代行業者等の第三者に依頼してコピー、スキャン、デジタル化等することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても著作権法上認められておりません。

無断で複製した教科書を「プリント」、「ハンドアウト」と称して配布して授業で使用したり、それらのデジタルデータを授業の一環として配布したりすることも著作権法上の例外を除いて禁じられています。

以上簡略ながらお願い申し上げます。

敬白

大学英語教科書協会 加盟出版社一同

朝日出版社 郁文堂 英宝社 音羽書房鶴見書店 開文社出版

金星堂 三修社 松柏社 成美堂 鷹書房弓プレス 南雲堂

2024年9月1日

学長 殿

「授業目的公衆送信補償金制度」及び「オンライン授業での語学教材の扱い」についてのお願い

謹啓

新型コロナウイルス感染症の影響はなおあるものの、多くの教育機関においては対面またはハイブリッド方式による授業等が再開され、貴学キャンパスにも活気が戻ってきたものと拝察いたします。そのような中、恐縮ではございますが、改めまして、以下についてご一読賜れば幸いです。

現在、教育機関においては、授業目的公衆送信補償金制度（以下「補償金制度」といいます。）に基づきSARTRASに補償金を支払うことで、著作権者の許諾を事前に得ることなくオンライン授業にて著作物を学生に送信することができるようになっております。

もっとも、SARTRASウェブサイトにおいても公表されている「改正著作権法第35条運用指針」のとおり、あらゆる利用が同制度により許容されるわけではありません。すなわち、同指針にも例示されているとおり、教科書、問題集等、個々の学習者が購入することを想定して販売されているものについて複製・公衆送信を行うことは著作権者の利益を不当に害するおそれがあるため、そのような場合には自由に利用することはできません。これらの利用は補償金制度の適用対象外であるため、複製・公衆送信等にあたっては、個別に著作権者の許諾が必要となります。当協会加盟社が発行しております教科書等も、個々の学習者が購入することを想定して販売しているものであり、授業等の教育目的であっても事前の許諾のないご利用は著作権法違反となる場合があることにご留意ください。

なお、講義受講者全員に教科書をご購入いただく場合等は、事前にご相談いただけましたら、オンライン授業で使用可能な該当書籍のデータやその付録データ（文章、文字データ、画像、音声、動画等）を提供し、その利用を許諾しております。詳細は該当書籍を発行している当協会加盟各社にお問い合わせください。ただし、許諾期間は当該年度であり、次年度については改めて許諾を得ていただく必要がございます。提供されたデータが次年度もそのまま使用されている例も確認されておりますので、年度ごとに許諾を得るべきことをご失念なされないようご留意ください。

どうかご理解賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

末筆ながら貴学の益々のご発展をお祈り申し上げます。

敬白

大学英語教科書協会 加盟出版社一同  
朝日出版社 郁文堂 英宝社 音羽書房鶴見書店 開文社出版  
金星堂 三修社 松柏社 成美堂 鷹書房弓プレス 南雲堂